

1 理事長選考あり方検討会議の設置経過とその任務

- 令和4年度理事長選考は、選考規程に基づき公正に進められたが、最終選考結果が意向投票結果（得票数順）と異なったことで学内外から様々な意見が寄せられしたこと、理事長選考方法が法人化当初から変わっていないことから、新しい理事長選考のあり方を検討するため、理事長選考あり方検討会議（以下、「検討会議」）を令和5年11月に設置した。

2 課題の整理と見直しの方向性

- ①選考の仕組みについての幅広い認識共有、②透明性をより向上させつつ公正性も確保、③制度の周知や認識の共有促進、④求める理事長像の明確化、の4点に課題を整理し、その解決のために行った議論の概要について記載。

3 理事長選考見直しの提言

- 検討会議における議論や意見の方向性を踏まえ、見直しに係る検討結果を提言に取りまとめ。
- 提言を受けた法人内の検討経過及び見直し結果については学内外にお知らせするのが望ましい。
- 提言の概要

(1) 理事長選考会議の組織に関する事項

- ・理事長選考会議（以下、「選考会議」）の委員の人数は現人数で特に問題は認められない。学内委員と学外委員の人数は半々程度が望ましい。
- ・理事長選考会議委員の選出方法について検討すべき。

(2) 選考方法に関する事項

①理事長候補者の資格基準

- ・現行規定のほか、選考会議がその時々の課題を反映した求める理事長像を策定・明示・公表すべき。
一方、特定の人物への絞り込みにならないよう慎重な検討が必要。

②選考方法と意向投票のあり方

- ・意向投票は教職員の意見を把握するためのものであり、実施目的や投票資格者の範囲の再確認と役割の明確化を検討すべき。
- ・意向投票に加え、候補者の主張を知る機会や面接など、目に見える選考手続の導入を検討すべき。

③選考理由の明確化

- ・求める理事長像との比較による評価の説明が合理的であり、求める人物像の策定と一体的に、選考理由の明示及び公表する方法を検討すべき。

(3) 選考過程や選考結果等の周知方法に関する事項

①選考会議委員名の公表

- ・委員名は公表すべきだが、働きかけ等を避けるため、公表のタイミングや方法は検討すべき。

②選考過程及び候補者関係書類の公表

- ・自由闊達な議論の保証と透明性とのバランスをとるため、事後的に議論の概要を公表することを検討すべき。

(4) 理事長選考関係規程等に関する事項

- ・関係規程について十分検討のうえ見直しをすべき。

(5) その他

- ・選考手続や業務執行評価等について、「ガバナンス・コード」との整合性を配慮した検討が必要。

理事長選考あり方検討会議報告書

令和6年8月20日

公立大学法人福島県立医科大学

理事長選考あり方検討会議

令和6年8月20日

公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一 様

公立大学法人福島県立医科大学理事長選考あり方検討会議

議長 挟間章博

公立大学法人福島県立医科大学副理事長（復興・国際担当）

委員 鈴木弘行

公立大学法人福島県立医科大学理事（教育・研究担当）

委員 小宮ひろみ

国立研究開発法人国立成育医療研究センター

女性の健康ナショナルセンター設立準備室理事長特任補佐

委員 三浦浩喜

国立大学法人福島大学学長

委員 佐藤武寿

福島県医師会顧問（さとう内科医院院長）

委員 林由美子

タカラ印刷株式会社取締役相談役

委員 水沼直樹

東京神楽坂法律事務所弁護士

目 次

1 理事長選考あり方検討会議の設置経過とその任務	・・・・・ p. 1
(1) 令和4年度理事長選考に関する経過	
(2) 理事長選考あり方検討会議の設置とその任務	
2 課題の整理と見直しの方向性	・・・・・ p. 2
(1) 課題の整理	
(2) 検討事項と見直しに関する意見	
ア 理事長選考会議の組織に関する事項について	
① 委員総数と学外委員の人数	
イ 選考方法に関する事項について	
① 理事長候補者の資格基準	
② 選考方法と意向投票のあり方	
③ 選考理由の明確化	
ウ 選考過程や選考結果等の周知方法に関する事項について	
① 理事長選考会議委員名の公表	
② 選考過程及び候補者関係書類の公表	
エ 理事長選考関係規程等に関する事項について	
オ その他理事長選考に関し、必要と考えられる事項について	
①ガバナンス・コードとの整合性	
3 理事長選考見直しの提言	・・・・・ p. 6
(1) 理事長選考会議の組織に関する事項	
(2) 選考方法に関する事項	
① 理事長候補者の資格基準	
② 選考方法と意向投票のあり方	
③ 選考理由の明確化	
(3) 選考過程や選考結果等の周知方法に関する事項	
① 理事長選考会議委員名の公表	
② 選考過程及び候補者関係書類の公表	
(4) 理事長選考関係規程等に関する事項	
(5) その他	

1 理事長選考あり方検討会議の設置経過とその任務

(1) 令和4年度理事長選考に関する経過

公立大学法人福島県立医科大学（以下「本法人」という。）における直近の理事長選考は、理事長の任期満了に伴い令和4年度に実施された。

理事長選考の手続は、理事長選考会議を開催し、理事長選考規程等の関係規程に基づき公正に進められた。

令和5年1月13日、理事長候補者2名に対する本法人内有資格者による意向投票を実施後、理事長選考会議を開催し次期理事長予定者を選出したが、選考結果は意向投票の結果（得票数順）と異なるものとなった。

選考結果の公示は氏名のみで、具体的な選考理由等の公表はなかった。意向投票の結果が選考結果となるわけではないことなど選考手続が周知不足であったため、選考過程が不透明であるなどの様々な意見が学内外から寄せられた。

これらの様々な声に対して、令和5年3月30日、理事長選考会議議長である挾間副理事長から、学内の教職員及び学生に向けては学内メールにより、学外に向けては記者ブリーフィングを開催し、選考理由等の概要について説明を行った。

(2) 理事長選考あり方検討会議の設置とその任務

令和4年度理事長選考に対する様々な意見を受け、理事長選考のあり方を検討する必要性についての認識が本法人内において高まった。

また、東日本大震災及び原子力発電所事故以降、本法人の予算規模や組織、教職員数が著しく増大するなど、平成18年に法人化された当初と比べ本法人を取り巻く環境は大きく変化しているが、理事長選考方法は法人化当初から変わっていないこともあり方を検討する理由として挙げられた。

このため、法人として、次期理事長選考に向け、時勢を反映した選考方法など新しい理事長選考のあり方を検討することとし、検討にあたっては関係各分野の様々な視点からの意見を聴くため、学外の有識者を含めた構成員で組織される「理事長選考あり方検討会議（以下「検討会議」という。）」を令和5年11月に設置し、挾間副理事長（理事長選考会議議長）を議長として検討を進めることとした。

検討会議での検討内容として、

ア 理事長選考における課題の整理

イ 理事長選考手続の見直しの方向性

① 理事長選考会議の組織に関する事項

② 選考方法に関する事項

③ 選考過程や選考結果等の周知方法に関する事項

④ 理事長選考関係規程等に関する事項
⑤ その他理事長選考に関し、必要と考えられる事項
に整理して、本法人の代表である理事長へ検討結果を報告することを目的とした。

2 課題の整理と見直しの方向性

(1) 課題の整理

検討会議では、学内外からの意見や検討会議委員の意見を集約し、次とおり理事長選考における課題を整理して、委員間で共有した。

- ① 選考の仕組み（制度）についての認識が学内外でより幅広く共有されている必要があった。
- ② 選考の透明性をより高める仕組みが必要であるが、公正性の確保にも留意する必要がある。
- ③ 制度についての周知方法の工夫や認識の共有を促進するための取組に努める必要がある。
- ④ 本法人が理事長に求める資質、理事長に求められる条件、大学や地域の状況を踏まえた求められる人物像などを整理して、どのような者が理事長候補にふさわしいかについて、求める理事長像を明確にすべきである。

(2) 検討事項と見直しに関する意見

前記2（1）の課題を解決するため、検討会議において次の事項について議論し、考えられる方向性、対応方法等に関する意見をとりまとめた。今後の具体的な制度改正の議論に資するため、議論の概要を以下のとおり報告する。

ア 理事長選考会議の組織に関する事項について

① 委員総数と学外委員の人数

理事長選考会議は経営審議会から3名、教育研究審議会から3名の計6名により構成されている。また、学内委員、学外委員それぞれから委員が選出されているが、その構成は各審議会からの選出結果によるもので、必ずしもバランスを考慮した構成となるものではない。

このため、透明性や公正性を確保するために、どのような組織のあり方が適切か検討を行った。

委員の総数については、若干名の増員を考えても良いとの意見もあったが、現在の人数を増減する積極的な理由は見当たらず、特に問題は認められないとの方向性にまとまった。

また、学外委員の人数については、学内の候補者を外部から評価できる

人が必要、学外委員が専門とする分野（ジャンル）から意見をいただくために複数名が必要、他大学の例やガバナンス・コードとの関係から半数程度が良い等の意見があった。

一方で、学外の委員では候補者の人となりを細かくは分からず、教職員の意見を反映するためには学内委員の方が多くても良いのでは等の意見もあった。これは学内からの候補者の場合には考慮が必要なものだが、規定上、学外の方も推薦により候補者となれることとなっており、そうした学外からの候補者には当てはまらない部分もある。

さらに、理事長選考会議の委員はどのようにして選出されたのかを明確にし、公表することで選考の透明性をより高められるのではないか、との意見があった。

イ 選考方法に関する事項について

① 理事長候補者の資格基準

理事長候補者の資格については、現行の理事長選考規程第2条において「人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」と規定されている。これは、地方独立行政法人法第71条第6項に規定されている原則的規定と同様で抽象的なものであるため、より具体的な資格基準を設定すべきか検討した。

方向性として、理事長選考会議において、規程の他にその時々の課題を反映した本法人が求める理事長の人物像を示すことが必要という議論が行われた。

具体的には、選考手続の開始にあたり、事前に理事長選考会議において求める理事長像を時間をかけて策定すること、選考にあたってそれを明示・公表した上で推薦を募るなどの手続の透明化が重要との意見があった。また、大学のあり方・方針を示すものであること、設置者である県との円滑な関係を構築する必要があるなど、具体的な基準項目についても議論が行われたが、どのような要件が適切かは検討会議の意見を踏まえ、より検討されるべきとのとりまとめがなされた。

一方で、人物像の絞り込みが特定の人物に繋がるようなことのないよう慎重に検討すべき、必要な要件の絞り込みに十分な検討がなされるべきとの付加的な意見もあった。

② 選考方法と意向投票のあり方

令和4年度理事長選考においては、意向投票の結果が選考にどのような役割を果たすのかといった制度の周知不足が様々な意見を引き起

こす一因となった。

このため、意向投票の意義や実施の要否、それ以外の手続の追加による分かりやすい選考手続の再構築について検討した。

まず、意向投票については、教職員の意向を把握する機会として必要との意見が多かった。また、現行規程では意向投票の得票上位者3人のうちから理事長を選考するとされているところ、これまでの選考では慣例的に候補者が1人や2人の場合でも実施されたところだが、複数の候補者を絞り込む目的なのか、候補者が1人の場合や再任の場合には必要に応じて実施を判断できるようにすべきかなど、意向投票の実施目的を整理する必要がある、選考過程の中で意向投票の結果をどう評価して選考したかを選考会議が明示していく必要がある、投票資格者の範囲について再確認する必要がある等の議論が行われた。

なお、現時点の見直しにおいて意向投票の制度をなくすことは、学内外双方から理解されないのではないかとの意見があった。

それ以外の手続についても、所信表明に續いて教職員が候補者の主張を知る機会を設け、候補者の主張を確認した後で意向投票を実施すること、理事長選考会議が候補者の面接を実施し求める理事長像を踏まえたヒアリングを行うこと、これらの結果を十分に周知していくことなど、目に見える形への選考手続の見直しに係る意見があった。

③ 選考理由の明確化

令和4年度理事長選考において、選考規程に基づく選考結果として公示されたのは選考された理事長予定者の氏名のみだったため、意向投票結果との違いを理解できないという多くの不満を引き起こした。

選考理由を明確化することは必須と認識されたが、どのようにどの程度まで理由を明確に示すべきか、また、どの範囲まで公表すべきか等の明確化の方法について、意見交換を行った。

これまでの議論の中で出ている「求める理事長像」との比較評価で、どこが合致しているか、どうして評価できるか等の説明を行い、最も合致（評価）していることを説明することが大事である、との意見があった。

また、理事長選考会議の選考過程でどのように判断して、どのように多数決で決定したかを説明すべきとの意見、意向投票の結果と異なる結論となる場合には丁寧に説明することが重要で、様々な意見があつて最終的になぜその結論となったのかをしっかりと説明することが必要との意見があった。

ウ 選考過程や選考結果等の周知方法に関する事項について

これまで、理事長選考会議の委員名や議事内容については公表されていない。これは、委員に対する働きかけの防止や自由闊達な議論が阻害される懸念を理由とした措置であるが、一方で、選考の透明性や公正性の確保という点から公表できる部分は公表すべきとの意見があったため、周知の必要範囲や公表方法等について検討した。

① 理事長選考会議委員名の公表

透明性の確保という点から委員名の公表は必要だと考えるが、令和4年度理事長選考時には委員等へ多くの意見が寄せられたという状況を考慮すると、働きかけや個人への中傷等の懸念があればそれを回避する方策も必要で、公表のタイミングや公表方法等について、さらに検討すべきとの意見があった。

また、公表のタイミングについては、理事長予定者の決定前に行う場合や決定後に行う場合等、それぞれにどのようなメリットやデメリットがあるかを説明することが必要との意見もあった。

② 選考過程及び候補者関係書類の公表

議論の概要は公表することを前提に、委員による自由闊達な議論を保証することと透明性を確保することとのバランスをとる必要がある、また、選考過程における様々な意見や最終判断の理由は学内イントラネットやホームページで公表すべきとの意見があった。

エ 理事長選考関係規程等に関する事項について

理事長の選考手続については、定款を始め理事長選考規程、理事長選考会議規程等の関係規程に基づき実施されてきたが、これらの規程は本法人が法人化された当時から、組織改正等に伴う意向投票の有資格者に関する変更や東日本大震災に伴う復興業務のため理事長任期上限を特例的に9年とした他は実質的な改正がされておらず、その後の本法人の状況や社会の変化等を反映した見直しがされていない。

透明性及び公正性を確保するためには、現在の本法人内外に分かりやすい具体的な規程への見直しが必要であり、十分な検討がされるべきとされた。

オ その他理事長選考に関し、必要と考えられる事項について

① ガバナンス・コードとの整合性

福島県立医科大学として、令和6年度内を目途に「ガバナンス・コード」

を策定する検討が進められており、ガバナンス・コードの基本原則の1つとして、「理事長（学長）選考機関の責務」を規定することが予定されている。

理事長選考のあり方を見直すにあたり、理事長（学長）の選考手続や業務執行評価などガバナンス・コードで予定される事項等についても、整合性に配慮した検討を行う必要がある。

3 理事長選考見直しの提言

これまでの検討会議での議論及び意見の方向性等を踏まえ、見直しに係る検討結果を以下のとおり提言としてまとめた。

提言の内容は検討会議における意見であり、制度改正にあたっては、本法人の掲げる理念に沿って更に教育、研究及び医療を幅広く推進していくため、議論を一層深めるとともに、より透明性及び公正性が確保された制度を構築するようお願いする。

また、本提言を受けた後、本法人におかれては令和6年度末を目処に理事長選考に係る制度の改正を行うとともに、理事長選考見直しに関する法人内の検討経過及びその結果について、学内外にお知らせするよう希望する。

（1）理事長選考会議の組織に関する事項

- 理事長選考会議の委員数については、現人数を増減する積極的な理由はなく特に問題は認められないが、学内委員と学外委員の構成比については、他大学の例やガバナンス・コードとの関係から、半々程度が望ましい。
- 理事長選考会議委員の選出方法について検討するとともに、選出理由の明確化についても検討すべきである。

（2）選考方法に関する事項

① 理事長候補者の資格基準

- 理事長選考規程に規定されている資格の他に、その時々の課題を反映した法人が求める理事長の人物像を理事長選考会議が策定し、明示及び公表すべきである。

人物像における具体的な項目については、理事長選考会議において深く議論されることを期待する。

- 求める理事長の人物像の明示が特定の人物の絞り込みに繋がるうことのないよう、慎重な検討が必要である。

② 選考方法と意向投票のあり方

- 意向投票は、現在の規程では候補者を絞り込む目的の制度となってい

るが、教職員の意見を把握する機会として必要なものであることから、その実施目的や投票資格者の範囲を再確認し、選考過程でどのような役割を果たすのかを明確にした制度となるよう検討すべきである。

- ・ 教職員が候補者の主張を知ることができる機会を設けるほか、理事長選考会議が求める理事長の人物像との整合性について確認するための候補者面接を実施するなど、法人の内外から目に見える選考手続が必要であり、他大学の例等も参考に、意向投票に加えた選考方法の導入を検討すべきである。

③ 選考理由の明確化

- ・ 策定された求める理事長の人物像との比較により、最も評価される理由を説明することが合理的であると考えられ、人物像を策定する制度の構築と一体的に選考理由の明示及び公表方法を検討すべきである。
- ・ 選考過程でどのような意見があつてどのように判断したか、意向投票の結果と異なる結論を出す場合の最終的な理由の明確化など、最終的に理事長予定者を決定した理由については丁寧に説明する必要がある。

(3) 選考過程や選考結果等の周知方法に関する事項

① 理事長選考会議委員名の公表

- ・ 透明性確保のため委員名は公表すべきだが、同時に働きかけや個人への中傷等を回避する必要があるため、公表のタイミングや公表方法等についても検討すべきである。

また、公表のタイミングについては、理事長予定者の決定前に行う場合や決定後に行う場合等、それぞれにどのようなメリットやデメリットがあるかも併せて検討することが必要である。

② 選考過程及び候補者関係書類の公表

- ・ 選考過程における自由闊達な議論を保証することと透明性を確保することとのバランスをとるため、事後的に議論の概要を公表し、様々な意見があつて最終的な結論が得られたことを学内外に知らせることを検討すべきである。

(4) 理事長選考関係規程等に関する事項

- ・ 透明性及び公正性を確保するため、関係する規程について十分な検討の上で見直しを行うべきである。

(5) その他

- ・ 現在策定が進められている福島県立医科大学「ガバナンス・コード」には「理事長（学長）選考機関の責務」を規定することが予定されており、理事長（学長）の選考手続や業務執行評価等の手続についても整合性を配慮した検討が必要である。